

第百十三号議案

江戸川区水辺のスポーツガーデンの指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

令和五年十一月二十一日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区水辺のスポーツガーデンの指定管理者の指定について
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定により、江戸川区水辺のスポーツガーデンの指定管理者を次のように指定する。

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
江戸川区水辺のスポーツガーデン	中央区銀座四丁目二番一五号	株式会社オーエンス 代表取締役 大木 一雄	令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで

（説明）

令和六年三月三十一日に指定期間が終了することにより、同年四月一日からの江戸川区水辺のスポーツガーデンの指定管理者を指定する必要があるので、本案を提出いたします。